

株 主 各 位

証券コード3597

2025年9月10日

(電子提供措置の開始日2025年9月5日)

広島県福山市新市町大字戸手16番地の2

株式会社 **自重堂**

代表取締役社長 出 原 正 貴

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「第65期定時株主総会招集通知及び株主総会資料」等として掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.jichodo.co.jp/ir/index.html/>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?show=Show>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）につきましては、上記のウェブサイトアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2025年9月25日（木曜日）午後6時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2025年9月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 広島県福山市新市町大字戸手16番地の2
株式会社自重堂 本社ビル6階 |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第65期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第65期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席頂けます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎ 決議の結果は、当社ウェブサイトにて掲載させていただきます。

事業報告

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年7月1日～2025年6月30日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな持ち直しの動きがみられた一方、円安、原材料等の高騰による物価上昇や、地政学リスクの長期化、米国の通商政策への懸念などにより、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況のもと当社グループにおきましては、「世界中の働く人を応援する」という企業理念に基づき、「働きやすさ」を追求し、動きやすいストレッチ性に富んだ商品の開発・販売強化に注力するとともに、各ユーザー様のあらゆる職場環境に適応するよう、過酷な寒さの中でも快適な作業をサポートする電熱ギアブランド「FEVER GEAR ADVANCE(フィーバーギアアドバンス)」や、地球温暖化により年々猛暑日が増加する状況において、快適な労働環境を維持するための熱中症対策商品・電動ファン付ウェア「空調服」など、働く人の健康面にも配慮した商品の販売強化を図りました。また、ユーザー企業様のSDGsへの取り組み、環境活動をサポートするため、植物由来のPET繊維を使用した商品など、持続可能な社会実現に向けた環境配慮型商品の展開、販売促進に努めました。更には女性の活躍を支援するべく、男女ペア企画商品、女性向けサイズ・シルエットを取り入れた商品の展開を強化いたしました。

原材料・エネルギー価格の高騰により生産コストは上昇している状況下ではありますが、業界を支える販売代理店様を支援し、業界全体の活性化を図るため、同業他社が連続して値上げを行う中、当社は販売価格を据え置きとしております。一方、生産コストの上昇を抑制するべく、一部商品の素材について国内手配から海外手配への切り替えを進めてまいりました。企業ユニフォームとして重要な色の統一性・継続性におきまして、海外手配の生地で問題が生じ、染め直しを行ったことにより生地の手配が遅れました。その結果、一部商品において欠品、納期遅れが発生し、販売代理店様、ユーザー様にご迷惑をお掛けすることになりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は、原材料・エネルギー価格の高騰に対応したユーザー企業様の経費削減意識の高まりにより、更新需要が伸び悩み、1物件当たりの受注点数も減少傾向にあることや、前述のとおり、欠品、納期遅れにより販売機会ロスが発生したことなどから、14,936百万円（前連結会計年度比11.4%減）となりました。営業利益については、原材料費や物流コストの更なる上昇による仕入コストのアップや、一部商品について評価額の見直しを行ったことなどにより1,446百万円（前連結会計年度比44.6%減）となりました。経常利益は、外貨建資産の評価益が減少したことなどにより、1,627百万円（前連結会計年度比44.8%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,128百万円（前連結会計年度比44.0%減）となりました。

なお、当社グループは単一セグメントに該当するため、事業の種類別セグメントは記載しておりません。

(2) 対処すべき課題

①サステナビリティに関する考え方

・サステナビリティ全般

i. ガバナンス

当社グループは、サステナビリティの推進を重要な経営課題と認識しており、特に「脱炭素」、「環境」、「人権尊重」をキーワードに、業務本部経営戦略部において、マテリアリティ（重要課題）の抽出、特定、課題解決への取り組みについて検討を行い、取締役会にてサステナビリティ関連のリスク及び機会の管理状況、重要課題への対応状況の監視・監督・議決を行うガバナンス体制を構築しております。第65期においては、13回開催された取締役会のうち、7回でサステナビリティ関連の内容を含む議題（人材育成、気候変動への対応、環境に配慮した製品設計について）が付議、報告され、重要課題についての監視・監督、進捗状況の確認を行っています。また、監査役は、取締役会に同席し、サステナビリティ関連のリスク及び機会・重要課題に対する取締役会の対応を監査しています。

ii. 戦略

当社グループは、持続可能性の観点から企業価値を向上させるため、事業活動とSDGsをはじめとした社会課題との関連性を整理し、「脱炭素」、「環境」、「人権尊重」の3つのキーワードを基本として、マテリアリティ（重要課題）を抽出しました。マテリアリティ（重要課題）の解決への取組を積極的に進めることにより、社会から必要とされる企業として、企業価値の向上を図ってまいります。また、以前から行っているISO14001における活動についても、引き続き、全社一丸となって取り組んでまいります。なお、社会課題の解決と当社グループの持続的成長を両立させるために策定したマテリアリティ（重要課題）とそれぞれの対応状況は以下のとおりであります。

キーワード	マテリアリティ（重要課題）	対応状況
脱炭素	・太陽光発電の導入、LED照明への切り替え等による省エネルギーの推進	・太陽光発電の導入に向け、見積りを取得し、業者の選定を行っています。より効果のある活動を行うため、曲がる太陽電池（ペロブスカイト太陽電池）など、新しい技術の情報収集に努めています。また、コストダウンの観点からも全社的に節電に努め、省エネ活動を推進しています。
	・健康配慮型商品の開発・販売促進	・気温上昇や企業の熱中症対策義務化に対応して、熱中症対策商品・電動ファン付ウェア「空調服」の商品開発・販売を強化しております。
	・「SDGs未来都市」との連携推進	・2023年5月に本社所在地の福山市が「SDGs未来都市」に認定され、福山市が推進する「SDGs未来都市計画」にどのような形で協力、連携できるか、検討を進めています。
環境	・環境配慮型商品の開発・販売促進	・植物由来のPET繊維を使用した商品など環境に配慮した商品の開発・販売促進に努めています。

キーワード	マテリアリティ（重要課題）	対応状況
環境	・ 販促物の見直し、段ボールケース再利用、D X 推進等による省資源推進	・ 商品カタログに使用する用紙を見直して軽量化・減量化し、入荷時の段ボールケースを出荷時にも再利用する比率の向上に努め、取引先にもご理解、ご協力頂いて、伝票類の電子化を推進し、省資源に努めました。
	・ 使用済商品の回収再資源化の推進（広域認定制度の活用）	・ 2023年11月に、蝶理(株)との共同申請により、ユニフォーム製品の広域認定制度の認定を取得しました。使用済商品の回収再資源化により、廃棄物の削減、循環型社会の推進に努めてまいります。
	・ 不良品等の廃棄削減	・ 納品前の検査を徹底し、不良品等の削減に努めるとともに、発見された不良品については、極力、補修して、正規品への格上げを図り、不良品等の廃棄削減に努めました。
人権尊重	・ サプライチェーンにおける強制労働・児童労働の撲滅	・ 策定した自重堂人権方針を協力工場へ周知徹底し、サプライチェーンにおける強制労働・児童労働の撲滅に努めてまいります。
	・ ジェンダー平等への対応推進	・ 当期第65期より、女性管理職を登用しており、時差出勤制度の導入など、引き続き女性が管理職として勤務しやすい体制の整備に努めています。
	・ 男女共用企画商品の充実	・ 女性向けサイズの男女共用企画商品の充実を図りました。

iii. リスク管理

当社グループにおいては、サステナビリティに関するリスク及び機会については、業務本部経営戦略部において、会社全体の業務工程ごと、また、SDGs 17項目への対応の視点からリスク及び機会を抽出し、抽出されたリスク及び機会について、当社事業への影響、各ステークホルダー（株主・投資家、取引先、従業員、地域社会、環境）への影響を考慮してスコアリングを行い、重点課題案を策定しています。抽出されたリスク及び機会、スコアリングの状況、策定された重点課題案について、取締役会で報告が行われ、取締役会において、当社グループが取り組むべき重点課題を決定し、課題解決に向けた各施策に取り組んでいます。

iv. 指標及び目標

2023年度において、サステナビリティに関する取組み方針を設定し、指標及び目標の設定について検討してまいりました。重要課題について、目標を設定し、目標の達成に向け、取り組んでまいりました。

指標	2025年度目標	2025年度実績	2026年度目標
温室効果ガス排出量の削減	前期比 3 % 減	前期比 ▲0.7 % <未達成>	前期比 3 % 減
サステナビリティ対応商品の販売比率の向上	販売比率 22.0 % 以上	販売比率 24.7 % <達成>	販売比率 26 % 以上
女性管理職比率の向上	女性管理職比率 10 % 以上	女性管理職比率 26.7 % <達成>	女性管理職比率 28 % 以上

・気候変動

i. ガバナンス

気候変動に関するガバナンスは、サステナビリティ全般のガバナンスに組み込まれております。詳細については、「・サステナビリティ全般 i. ガバナンス」をご参照ください。

ii. 戦略

気候変動に関するリスクと機会については、業務本部経営戦略部を中心に全社的に検討を行っております。事業活動、財務状況に影響を与える気候関連のリスクと機会の特定にあたり、脱炭素社会に向けた2℃シナリオと、化石燃料に依存した4℃シナリオを考慮し、当社に影響を与える可能性のある様々なリスク及び機会を抽出・分析・整理しました。主なものは以下のとおりです。

		リスク／機会	対策
移行 リスク	規制	炭素税の導入、エネルギーコストの高騰	省エネの推進、太陽光発電設備導入
	市場	化石資源由来原料の調達コストの増加	環境配慮型商品の開発強化・販売促進
		循環型社会への対応遅れによる機会損失	広域認定制度を活用した商品回収再資源化の促進
物理 リスク	評判	気候変動問題への取り組み評価の厳格化	省エネの推進、太陽光発電設備導入 環境配慮型商品の開発強化・販売促進
	急性	災害の激甚化による供給網の寸断、販売機会ロス	生産拠点の分散化、新規工場開拓強化
機会	慢性	気温上昇による売れ筋の変化	環境配慮型商品の開発強化・販売促進
		カーボンニュートラルに貢献する商品の需要増加	環境配慮型商品の開発強化・販売促進
		循環型社会への対応要請の増加	広域認定制度を活用した商品回収再資源化の促進
		気温上昇による熱中症対策商品の需要増加	健康配慮型商品の開発強化・販売促進

iii. リスク管理

気候変動に関するリスク管理は、サステナビリティ全般のリスク管理に含めて管理しております。詳細については、「・サステナビリティ全般 iii. リスク管理」をご参照ください。

iv. 指標及び目標

気候変動に関する指標と目標は、サステナビリティ全般の指標及び目標に含めて管理しております。詳細については、「・サステナビリティ全般 iv. 指標及び目標」をご参照ください。

・人的資本／多様性

i. 戦略

当社グループでは、中長期的な企業価値の向上において、人材確保や人材育成の重要性を認識し、新卒採用に加え、女性の登用を含む多様な人材の確保を意識して、積極的に採用活動に取り組んでいます。女性の登用については、「採用者に占める女性の割合を50%以上とする」、「女性社員の育児休業取得率を100%とし、これを維持する」との目標を掲げ、女性社員が働きやすい環境の整備に努めています。

ii. 指標及び目標

当社グループにおいては、人的資本／多様性について、次の指標により目標を設定し、取り組んでいます。

	目標	実績
採用に占める女性の割合（正社員・2025年）	50%	60%
女性社員の育児休業取得率（2025年）	100%	100%

②今後の課題

今後の見通しにつきましては、円安、原材料等の高騰による物価上昇や、地政学リスクの長期化、米国の通商政策などの影響により、景気の先行きは引き続き厳しい状況が続くものと思われます。

このような環境の中、当社におきましては、「揃わなければユニフォームとは言えない」というユニフォームの基本に立ち返り、「揃う自重堂」の復活に向け、生産体制の再整備・強化に注力してお客様からの信頼を取り戻し、販売機会ロスを低減して、業績回復に努めてまいります。「働く人を応援する」という基本理念に基づき、ワークウェアとしての機能性とデザイン性を兼ね備え、かつ、価格訴求力のある商品や、SDGs、サステナビリティに対応した商品など、「働く人」が本当に求めている商品の開発・販売強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は34百万円であり、主たる設備投資は、物流センターのエレベーター改修によるものであります。

これらの所要資金につきましては、自己資金により充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期	第 62 期 (2022年6月期)	第 63 期 (2023年6月期)	第 64 期 (2024年6月期)	第 65 期 (2025年6月期) 当連結会計年度
売上高	16,983	17,742	16,863	14,936
経常利益	3,016	3,591	2,947	1,627
親会社株主に帰属する当期純利益	2,835	2,455	2,015	1,128
1株当たり当期純利益	983円73銭	851円75銭	699円34銭	391円59銭
純資産	35,041	37,101	38,326	38,120
総資産	40,068	42,290	41,614	41,954

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(5) 重要な子会社の状況 (2025年6月末日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社玄海ソーイング	10,000千円	100%	ユニフォーム製品の製造
株式会社ライオン屋	10,000	100	作業服及び作業関連用品の販売

(6) 主要な事業内容 (2025年6月末日現在)

当社グループは、ユニフォーム等の企画、製造、販売を行っており、主要取扱品目は次のとおりであります。

区 分	品 目 名
ユニフォーム	ワーキングウェア・医療用白衣・セーフティシューズ他

(7) 主要な事業所 (2025年6月末日現在)

当社：本社（広島）、東京支店、大阪支店、TOC（広島）、技術開発センター（広島）

(注) TOCは「Jichodo Total Operation Center（自重堂トータル・オペレーション・センター）」の略であります。

株式会社玄海ソーイング：本社工場（長崎）

株式会社ライオン屋：本社（兵庫）

(8) 従業員の状況 (2025年6月末日現在)

部 門	従 業 員 数
販 売 部 門	110名 [32]
製 造 部 門	33名 [32]
物 流 部 門	18名 [165]
管 理 部 門	18名 [2]
合 計	179名 [231]

(注) 従業員数欄の [] は、臨時従業員の当期中の平均雇用人員を外数で記載しております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年6月末日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式7,344,200株
② 発行済株式総数	普通株式2,882,848株
③ 株主数	6,620名
④ 上位10名の株主	

株 主 名	所有株式数	持株比率
	千株	%
出 原 正 博	507	17.6
MASANOBUINVESTMENTCAPITAL株式会社	245	8.5
出 原 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	245	8.5
株 式 会 社 広 島 銀 行	119	4.1
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	119	4.1
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	103	3.6
有 限 会 社 ユ ー エ ル デ ィ ー	96	3.3
株 式 会 社 オ カ ム ラ	79	2.8
野 口 市 子	60	2.1
出 原 正 信	59	2.1

(注) 持株比率は自己株式数(819株)を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

- ① 取締役及び監査役に関する事項

(2025年6月末日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	出原正貴	営業本部長兼商品本部長兼ユニフォーム事業部長
取締役	出原正博	業務本部長 株式会社玄海ソーイング代表取締役
取締役最高顧問	出原群三	
取締役	入交佐和	株式会社食瑠代表取締役
取締役	宇都さふか	小仕事株式会社代表取締役 株式会社AWAI代表取締役
取締役	渡辺章子	(一社)都市農福を推進する会代表理事 エシカルベジタブルス八王子施設長

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常勤監査役	木村寿宏	
監査役	寺岡 慧	医師 H A B 研究機構理事
監査役	石久保善之	公認会計士 石久保公認会計士事務所代表 株式会社インタースペース社外取締役・ 監査等委員

- (注) 1. 取締役入交佐和氏、宇都さふか氏及び渡辺章子氏は社外取締役であり、監査役寺岡慧氏及び石久保善之氏は社外監査役であります。
2. 当社は、取締役入交佐和氏、宇都さふか氏及び渡辺章子氏、監査役寺岡慧氏及び石久保善之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役木村寿宏氏は、過去に金融機関において長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役石久保善之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に相当程度の知見を有するものであります。
4. 2025年6月29日をもって、代表取締役会長出原正信氏は辞任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額 (千円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役	205,938	205,938	—	—	7
うち社外取締役	8,250	8,250	—	—	3
監 査 役	9,300	9,300	—	—	5
うち社外監査役	3,900	3,900	—	—	4
合 計	215,238	215,238	—	—	12

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2006年9月27日開催の第46期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額550,000千円以内（当該株主総会終結時点の取締役の員数6名）、監査役の報酬限度額は、年額30,000千円以内（当該株主総会終結時点の監査役の員数3名）と決議頂いております。
3. 取締役会は、代表取締役社長出原正貴に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。
4. 当社は、2006年9月27日開催の第46期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役入交佐和、取締役宇都さふか、取締役渡辺章子、監査役寺岡慧及び監査役石久保善之の5氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の上記社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社グループの取締役並びに監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当該被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補てんされることになります。保険料は、当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補てんするものであり、1年毎に契約更新しております。

⑤ 取締役の報酬等の決定方針

当社は、2021年1月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。当該方針は次のとおりです。

- i. 取締役の報酬は、月毎に固定額を支給する基本報酬のみとする。
- ii. 取締役の報酬は、株主総会での選任後、毎年見直しを行い、各個人の月額報酬額を決定し、毎月支給する。
- iii. 取締役の個人別報酬額の決定については、取締役会決議により、代表取締役に委任する。
- iv. 取締役会決議により委任された代表取締役は、以下の要素を総合的に勘案のうえ、取締役個人の報酬額を決定する。
 - ・コンプライアンス・社内規程の遵守、徹底の状況
 - ・経験を活かし、職責を全うしての業績への貢献状況
 - ・社内外の問題・課題事項・経営上の課題についての適時適切な報告の状況
 - ・社内外の問題・課題事項・経営上の課題についてのスピーディーな対応
 - ・職務遂行における行動力・実行力といったリーダーシップの発揮の状況
 - ・代表取締役の業務執行の監視状況
 - ・代表取締役への意見具申の状況

⑥ 社外役員に関する事項
イ) 社外役員の重要な兼職の状況等

地 位	氏 名	兼職先法人等名	兼職の内容	関係
取締役	入 交 佐 和	株式会社食瑠	代表取締役	(注)
取締役	宇都さふか	小仕事株式会社	代表取締役	(注)
		株式会社AWA I	代表取締役	(注)
取締役	渡 辺 章 子	(一社)都市農福を推進する会	代表理事	(注)
		エシカルベジタブルス八王子	施設長	(注)
監査役	寺 岡 慧	H A B 研究機構	理事	(注)
監査役	石久保善之	石久保公認会計士事務所	代表	(注)
		株式会社インタースペース	社外取締役・監査等委員	(注)

(注) 特別な関係はありません。

ロ) 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	活動状況及び期待役割に関し行った職務の概要
取締役	入 交 佐 和	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、現役経営者としての豊富な経験・見識や、女性の視点、観点から、発言を行っております。
取締役	宇都さふか	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、現役経営者としての豊富な経験・見識や、女性の視点、観点から、発言を行っております。
取締役	渡 辺 章 子	2024年9月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、現役経営者としての豊富な経験・見識や、女性の視点、観点から、発言を行っております。
監査役	寺 岡 慧	2024年9月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回中6回出席し、また監査役会9回中6回出席し、医師としての経験等に基づき、発言を行っております。
監査役	石久保善之	2024年9月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、また監査役会9回全てに出席し、公認会計士としての経験等に基づき、発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

区 分	報酬等の額
・当社が支払うべき報酬等の額	28,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。
また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	30,609,097	流 動 負 債	2,514,316
現金及び預金	13,390,925	支払手形及び買掛金	1,768,946
受 取 手 形	1,835,707	未 払 金	346,757
売 掛 金	1,862,506	未 払 法 人 税 等	110,134
商 品 及 び 製 品	10,821,087	賞 与 引 当 金	85,802
仕 掛 品	6,175	そ の 他	202,675
原材料及び貯蔵品	2,509,371	固 定 負 債	1,320,163
そ の 他	183,840	退職給付に係る負債	415,919
貸 倒 引 当 金	△514	繰 延 税 金 負 債	377,854
固 定 資 産	11,345,397	そ の 他	526,390
有形固定資産	5,590,038	負 債 合 計	3,834,480
建物及び構築物	1,391,523	(純 資 産 の 部)	
土 地	3,939,278	株 主 資 本	35,993,395
そ の 他	259,235	資 本 金	2,982,499
無形固定資産	22,462	資 本 剰 余 金	1,827,189
ソフトウエア	7,996	利 益 剰 余 金	31,191,469
電 話 加 入 権	7,765	自 己 株 式	△7,763
そ の 他	6,700	その他の包括利益累計額	2,126,618
投資その他の資産	5,732,896	その他有価証券評価差額金	2,056,751
投資有価証券	4,238,212	為替換算調整勘定	32,404
関係会社出資金	130,921	退職給付に係る調整累計額	37,463
そ の 他	1,424,036	純 資 産 合 計	38,120,014
貸 倒 引 当 金	△60,274	負 債 及 び 純 資 産 合 計	41,954,494
資 産 合 計	41,954,494		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		14,936,315
売上原価		10,363,801
売上総利益		4,572,513
販売費及び一般管理費		3,125,911
営業利益		1,446,602
営業外収益		
受取利息及び配当金	166,114	
受取賃貸料	12,497	
受取補償金	70,483	
その他	83,022	332,118
営業外費用		
賃貸収入原価	20,516	
為替差損	7,380	
デリバティブ評価損	112,319	
その他	11,391	151,607
経常利益		1,627,112
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		1,627,112
法人税、住民税及び事業税		594,512
法人税等調整額		△96,071
当期純利益		1,128,671
親会社株主に帰属する当期純利益		1,128,671

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	29,707,633	流 動 負 債	2,332,203
現金及び預金	12,784,797	支払手形	641,560
受取手形	1,811,590	買掛金	995,583
売掛金	1,762,930	未払金	349,664
商品及び製品	10,653,181	未払費用	55,085
仕掛品	6,071	未払法人税等	84,050
原材料及び貯蔵品	2,509,193	賞与引当金	79,055
その他	183,481	その他	127,203
貸倒引当金	△3,613		
固 定 資 産	11,706,003	固 定 負 債	1,369,653
有 形 固 定 資 産	5,254,784	退職給付引当金	469,780
建物	1,356,882	未払役員退職慰労金	363,500
構築物	19,602	繰延税金負債	373,482
機械及び装置	159,837	その他	162,890
車両運搬具	0		
工具器具備品	83,447	負 債 合 計	3,701,857
土地	3,635,013	(純 資 産 の 部)	
リース資産	0	株 主 資 本	35,655,028
無 形 固 定 資 産	20,136	資 本 金	2,982,499
ソフトウェア	5,761	資 本 剰 余 金	1,827,189
電話加入権	7,675	資 本 準 備 金	1,827,189
その他	6,700	利 益 剰 余 金	30,853,102
投資その他の資産	6,431,082	利 益 準 備 金	440,000
投資有価証券	4,238,212	その他利益剰余金	30,413,102
関係会社株式	714,445	別 途 積 立 金	17,114,000
出 資 金	200	繰越利益剰余金	13,299,102
関係会社出資金	131,440	自 己 株 式	△7,763
長期前払費用	10,505	評価・換算差額等	2,056,751
保険積立金	1,259,470	その他有価証券評価差額金	2,056,751
長期貸付金	60,000		
その他	133,984	純 資 産 合 計	37,711,779
貸倒引当金	△117,177	負債及び純資産合計	41,413,637
資 産 合 計	41,413,637		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 7 月 1 日から2025年 6 月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		13,181,391
売 上 原 価		9,121,167
売 上 総 利 益		4,060,223
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,742,283
営 業 利 益		1,317,939
営 業 外 収 益		331,188
受 取 利 息 及 び 配 当 金	166,362	
受 取 賃 貸 料	15,983	
受 取 補 償 金	70,483	
そ の 他	78,359	
営 業 外 費 用		183,884
賃 貸 収 入 原 価	21,528	
為 替 差 損	7,380	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	112,319	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	35,948	
そ の 他	6,707	
経 常 利 益		1,465,244
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1,465,244
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		545,169
法 人 税 等 調 整 額		△100,968
当 期 純 利 益		1,021,042

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

株式会社 自重堂
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 平岡 康治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社自重堂の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社自重堂及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

株式会社 自重堂
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平岡 康治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社自重堂の2024年7月1日から2025年6月30日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月26日

株式会社自重堂 監査役会

常 勤 監 査 役 木 村 寿 宏 ㊞

監 査 役 寺 岡 慧 ㊞

監 査 役 石 久 保 善 之 ㊞

(注) 監査役 寺岡 慧及び監査役 石久保善之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当500円に創業100周年記念配当100円を加え、金600円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,729,217,400円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2025年9月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役出原正信氏は、2025年6月29日をもって辞任いたしました。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	い で は ら ま さ た か 出 原 正 貴 (1964年1月18日生)	1987年4月 全日本空輸株式会社入社 1998年7月 当社入社 2000年9月 取締役 2002年7月 常務取締役 2004年9月 専務取締役営業本部長 2007年9月 取締役副社長営業本部長 2010年7月 代表取締役社長営業本部長 2014年9月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長 2022年6月 代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼営業本部長兼ユニフォー ム事業部長 2023年8月 代表取締役社長兼営業本部長兼ユニ フォーム事業部長 2025年5月 代表取締役社長兼営業本部長兼商 品本部長兼ユニフォーム事業部長 (現任)	27,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
2	いで はら まさ ひろ 出 原 正 博 (1954年 2 月15日生)	1976年 4 月 株式会社日本不動産銀行（現株式 会社あおぞら銀行）入行 1998年 6 月 当社入社 常任顧問 1998年 9 月 取締役 2000年 9 月 代表取締役専務 2002年 9 月 代表取締役社長 2010年 7 月 代表取締役 2010年 9 月 代表取締役副会長 2014年 9 月 取締役相談役 2024年 9 月 取締役業務本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社玄海ソーイング代表取締役	507,887株
3	いで はら ぐん ぞう 出 原 群 三 (1938年 8 月15日生)	1961年 4 月 株式会社明電舎入社 1971年 5 月 当社入社 東京支店支店長 1971年 8 月 取締役 1975年 7 月 専務取締役 1987年 7 月 代表取締役副社長 1993年 9 月 代表取締役社長 2002年 9 月 代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 2014年 9 月 取締役最高顧問（現任）	5,408株
4	いり まじり さ わ 入 交 佐 和 (1967年 9 月18日生)	1990年 4 月 サントリー株式会社入社 1999年 2 月 株式会社サプール代表取締役 2012年 4 月 株式会社銀座ライス代表取締役 2014年 4 月 株式会社食瑠代表取締役（現任） 2023年 9 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社食瑠代表取締役	一株
5	う と さふか 宇 都 さふか (1971年 8 月20日生)	1995年 9 月 株式会社電通入社 2013年10月 米国法人DIVA Networks Inc. 入社 2017年 9 月 小仕事株式会社代表取締役（現任） 2021年 2 月 株式会社AWA I 代表取締役（現任） 2023年 9 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 小仕事株式会社代表取締役 株式会社AWA I 代表取締役	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
6	わた なべ あき こ 渡 辺 章 子 (1967年 4 月 8 日生)	1990年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2019年 5 月 auじぶん銀行株式会社へ出向 お客さまセンター副センター長 2021年 3 月 (一社)都市農福を推進する会設立 代表理事（現任） 2021年 6 月 就労移行支援事業所エシカルベジタブルス八王子（現エシカルベジタブルス八王子）開所 施設長（現任） 2024年 9 月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) (一社)都市農福を推進する会 代表理事 エシカルベジタブルス八王子施設長	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 入交佐和氏、宇都さふか氏、渡辺章子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、入交佐和氏、宇都さふか氏、渡辺章子氏を独立役員として届け出ております。
3. 各候補者を取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- ①出原正貴氏、出原正博氏、出原群三氏については、当社事業に関する多様な業務に携わっており、企業経営・組織運営に関する豊富な知識・経験・専門性等を有しております。以上から、当社は各氏が取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者としたものであります。
- ②入交佐和氏は、現役の経営者であり、主に食品業界において、新業態、新店舗の立ち上げや、商品企画等に携わるなど、豊富な経験、見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識、また、女性の視点、観点を当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
- ③宇都さふか氏は、現役の経営者であり、アパレルブランドのビジュアルプランニングをはじめ、フードロス対策やメンタルヘルスケアへの取り組みなど、幅広い分野においての経験、見識を有した人材であります。その豊富な経験と幅広い見識、また、女性の視点、観点を、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。
- ④渡辺章子氏は、金融機関の出身であり、財務及び会計に相当程度の知見を有している上、農業実習を通じた就労支援、自立支援に従事されており、女性の視点、観点、また、サステナビリティ・人材育成面でも、当社の経営へのアドバイスや業務執行の監督等に活かして頂くことを期待し、社外取締役候補者としたものであります。なお、同氏は会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、入交佐和氏、宇都さふか氏、渡辺章子氏との間でそれぞれ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3氏の再任が承認された場合には、3氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告11頁をご参照ください。
6. 入交佐和氏、宇都さふか氏、渡辺章子氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって、入交佐和氏、宇都さふか氏は2年、渡辺章子氏は1年となります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、陣野真澄氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行う取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況及び当社における地位	所有する 当社株式の数
じん の ま すみ 陣 野 真 澄 (1991年12月24日生)	2015年4月 コニカミノルタ株式会社入社 2018年9月 Konica Minoita Marketing Services EMEA Ltd出向 ファイナ ンスチーム所属 2021年7月 株式会社レノバ入社 ガバナンス &コンプライアンス部所属 2023年1月 Asia Pacific Lacrosse Union事務 局長 (現任) (重要な兼職の状況) Asia Pacific Lacrosse Union事務局長	一株

- (注)1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 陣野真澄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。陣野真澄氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経理・法務・人事などの職務を経験し、また、海外経験も多く、当社の業務執行の指導及び監査に活かして頂くことが期待できるためであります。
3. 陣野真澄氏が社外監査役として就任することになった場合には、当社は同氏との間で、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、陣野真澄氏が社外監査役として就任することになった場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は、事業報告11頁をご参照ください。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会 場 広島県福山市新市町大字戸手16番地の2
株式会社自重堂 本社ビル6階
TEL (0847) 51-8111

交 通 電車 JR福塩線上戸手駅下車徒歩約1分
(JR山陽本線福山駅乗換)

バス JR福山駅前、中国バス府中方面行乗車
上戸手停留所下車徒歩約1分



第65期定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

第65期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

- 事業報告
「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- 連結計算書類
「連結株主資本等変動計算書」
「連結注記表」
- 計算書類
「株主資本等変動計算書」
「個別注記表」

株式会社 自重堂

上記事項につきましては、法令および当社定款第17条第2項の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり決議しております。

① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱い、当社文書取扱規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行います。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行っております。また、内部監査室の活動を円滑にするために、各管理規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導、徹底しております。

内部監査室の監査及び各部署からの報告により、法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、内部監査室は、直ちに、経営層、監査役及び担当部門へ報告を行うこととしております。

③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか業績報告を通じ定期的に確認を行っております。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとしております。

日常の職務執行に際しては、組織及び職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を執行することとしております。

④ 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスの組織運用規程及びコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築しており、万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がコンプライアンス委員会を通じトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に従い、担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、使用人に対し適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し、内部通報ガイドライン及び内部通報相談窓口の、更なる周知徹底を図っております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等のリスク情報の有無を監視するため、子会社等は当社経理部に対し、業務執行状況及び財務状況について、毎月報告書を提出することを義務づけており、また四半期ごとに、当社代表取締役社長及び各担当役員出席のうえで、グループ会議を開催して

おります。また、関係会社管理規程に基づき、必要に応じ、当社は子会社等に対して、業務監査及び会計監査を実施しております。

- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
監査役の職務を補助すべき部署として、監査役の要求に応じ、都度、監査事務局を設置することとしており、具体的な内容については、監査役の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定しております。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要としております。監査事務局所属の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を執行しその評価については監査役の意見を聴取するものとしております。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととしており、報告・情報提供としての主なものは、次のとおりです。
- ・当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ・社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け
- ⑨ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高めるため、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないことと定めております。また、監査役は事前に取締役と協議することを条件に、当社で行われる全ての会議に出席する権限を有しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

当期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）における主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、全ての会議において、社外監査役を含む監査役が出席しております。その他、監査役会は12回、業績報告会議は子会社役員も同席のうえ、12回開催いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員、及び当社子会社の取締役を対象に面談を実施しました。また、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施しました。監査役会は、当社の代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。

③ 内部監査の実施について

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の内部監査を実施しました。

④ 財務報告に係る内部統制について

財務報告の適正性と信頼性を確保するため、内部監査室が作成した内部統制評価スケジュールに基づいて当社グループ全体の内部統制の有効性に係る評価を実施しました。

⑤ 主な教育・研修の実施状況について

各部署の代表からなるコンプライアンス委員会を2回開催し、社員のコンプライアンス意識の向上に向けた施策の検討を行っております。社員のコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、新入社員に対し、業務に関する法令並びに社内規程に関する勉強会を実施しました。

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,982,499	1,827,189	31,503,981	△4,463	36,309,206
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△1,441,183	—	△1,441,183
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,128,671	—	1,128,671
自己株式の取得	—	—	—	△3,299	△3,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△312,511	△3,299	△315,811
当 期 末 残 高	2,982,499	1,827,189	31,191,469	△7,763	35,993,395

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,956,057	21,515	39,291	2,016,865	38,326,072
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△1,441,183
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	1,128,671
自己株式の取得	—	—	—	—	△3,299
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	100,693	10,888	△1,828	109,753	109,753
当 期 変 動 額 合 計	100,693	10,888	△1,828	109,753	△206,057
当 期 末 残 高	2,056,751	32,404	37,463	2,126,618	38,120,014

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- | | | |
|------------|-----|---------------------|
| (1) 連結子会社 | 2 社 | (株)玄海ソーイング、(株)ライオン屋 |
| (2) 非連結子会社 | 1 社 | 該当事項はありません。 |

2. 持分法の適用に関する事項

- | | | |
|---|-----|---------------|
| (1) 持分法適用会社 | 1 社 | 南山自重堂防護科技有限公司 |
| 持分法適用会社の決算日は12月31日であり、当該事業年度に係る計算書類を使用しております。 | | |
| (2) 持分法非適用会社 | 1 社 | 立川繊維(株) |
| 関連会社 1 社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、この会社に対する投資について持分法を適用せず、原価法により評価しております。 | | |

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち(株)ライオン屋の決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、4月1日から連結決算日6月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------|--|
| ① 有価証券 | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| その他有価証券 | 移動平均法による原価法 |
| 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |

- | | |
|----------|--|
| ② デリバティブ | 時価法 |
| ③ 棚卸資産 | 主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。 |
| | なお、一部連結子会社については、売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）により評価しております。 |

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 当社及び連結子会社は定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 |
| | 建物及び構築物 15～50年 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 当社及び連結子会社は、従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。 |

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。なお、一般消費者にユニフォームを販売している子会社については、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務の額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

商品及び製品 10,821,087千円
売上原価(棚卸資産評価損) 457,671千円

2. 見積内容に関する理解に資する情報

商品及び製品は、取得原価をもって連結貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、収益性が低下していると考えられる商品については、収益性の低下の事実を連結計算書類に反映させるために簿価を切り下げて評価しております。

商品及び製品の評価にあたっては、商品及び製品の保有年数や回転期間、過去の販売実績などを踏まえた将来の販売可能性を見積もっております。

需要環境の変化等により将来の販売可能性に関する見直しが必要となった場合、翌連結会計年度に商品及び製品の評価損の追加計上が必要となる可能性があります。

III. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 6,927,812千円

IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,882,848株	－株	－株	2,882,848株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年9月27日決議	普通株式	1,441,183千円	500.00円	2024年6月30日	2024年9月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年9月26日決議	普通株式	利益剰余金	1,729,217千円	600.00円	2025年6月30日	2025年9月29日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として預金等を中心として元本が保証されるか若しくはそれに準じる安定的な運用成果の得られるものを対象としております。

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理細則によってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については、毎月時価の把握を行っております。デリバティブ取引については、外貨建の営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額57,797千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品は、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
①投資有価証券			
その他有価証券	4,180,414	4,180,414	—
②デリバティブ取引	(21,603)	(21,603)	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 - ・レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
 - ・レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
①投資有価証券				
その他有価証券				
株式	4,180,414	—	—	4,180,414
②デリバティブ取引	—	(21,603)	—	(21,603)

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
該当ありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

VI. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。2025年6月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は△8,019千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
936,443	△4,638	931,804	1,044,972

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはユニフォーム事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益をエリア区分に分類した情報は、次のとおりであります。

エリア区分	報告セグメント（千円）
	ユニフォーム事業
本社（東海・北陸・中四国・九州）	5,233,387
東京支店（北海道・東北・関東・甲信越）	5,703,212
大阪支店（関西）	3,999,715
顧客との契約から生じる収益	14,936,315
外部顧客への売上高	14,936,315

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を主な事業としております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。なお、一般消費者にユニフォームを販売している子会社については、商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

取引価格の算定にあたっては、重要な変動対価及び金融要素を含まないことから、原則、契約時に合意された価格をもって取引価格としております。

契約に含まれる履行義務は単一の履行義務であり、取引価格の履行義務への配分は行っておりません。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

記載すべき事項はありません。

VIII. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 13,226円80銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 391円59銭 |

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,982,499	1,827,189	440,000	17,114,000	13,719,243	△4,463	36,078,468
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△1,441,183	－	△1,441,183
当 期 純 利 益	－	－	－	－	1,021,042	－	1,021,042
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△3,299	△3,299
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△420,140	△3,299	△423,440
当 期 末 残 高	2,982,499	1,827,189	440,000	17,114,000	13,299,102	△7,763	35,655,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,956,057	1,956,057	38,034,526
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,441,183
当 期 純 利 益	－	－	1,021,042
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△3,299
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	100,693	100,693	100,693
当 期 変 動 額 合 計	100,693	100,693	△322,746
当 期 末 残 高	2,056,751	2,056,751	37,711,779

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

I. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料	月次総平均法（補助材料の一部については個別法）による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	定率法。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
（リース資産を除く）	建物 15～50年
無形固定資産	定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
（リース資産を除く）	
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき計上しております。
	① 退職給付の見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
	② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
7. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。
8. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、ユニフォーム（ワーキングウェア、医療用白衣、セーフティシューズ等）の企画製造販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点において履行義務が充足されると判断しておりますが、いずれも国内における販売であり、出荷から納品までの期間は数日間であるため、出荷時点において収益を認識しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

(商品及び製品の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額
商品及び製品 10,653,181千円
売上原価(棚卸資産評価損) 457,671千円
2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報
連結計算書類の連結注記表 II. 会計上の見積りに関する注記(商品及び製品の評価)に記載した内容と同一であります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,782,582千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 16,863千円
3. 関係会社に対する長期金銭債権 60,000千円
4. 関係会社に対する短期金銭債務 4,804千円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社に対する営業収益 138,070千円
2. 関係会社に対する営業費用 31,271千円
3. 関係会社との営業取引以外の取引高 4,552千円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	481株	338株	一株	819株

(注) 普通株式の増加338株は単元未満株式の買取りによるものであります。

VI. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	24,111千円
退職給付引当金	147,511千円
減価償却費	134,554千円
貸倒引当金	36,793千円
投資有価証券評価損	21,779千円
未払役員退職慰労金	114,886千円
棚卸資産評価損	237,446千円
その他	65,375千円
小計	782,458千円
評価性引当額	△214,512千円
繰延税金資産の総額	567,945千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△941,428千円
繰延税金負債の総額	△941,428千円
繰延税金負債の純額	△373,482千円

VII. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 13,085円15銭
2. 1株当たり当期純利益 354円25銭